

会議録

会議の名称	第1回 西東京市農業振興計画推進委員会
開催日時	平成26年10月14日（火曜日） 午前9時30分から11時45分まで
開催場所	保谷庁舎 別棟B、C会議室
出席者	委員：後藤委員長、北沢副委員長、松本委員、村田委員、保谷委員、本橋委員、大谷委員、高木委員、渡部委員、中里委員、藤波委員 事務局：手塚部長、五十嵐課長、矢澤主幹、師岡主事
議題	(1)委員長及び副委員長の選出について (2)農業経営基盤強化促進法の改正に伴う基本構想の改正について (3)平成26年度めぐみちゃんメニュー事業について (4)市民農園の新しい展開について (5)認定農業者への支援策拡充の検討について
会議資料の名称	資料1 西東京市農業振興計画推進委員会設置要綱 資料2 西東京市農業振興計画推進委員会委員名簿 資料3 農業経営基盤強化促進法の改正に伴う基本構想の改正について 資料4 平成26年度めぐみちゃんメニュー事業について 資料5 市民農園の新しい展開 資料6 認定農業者への支援策拡充の検討
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○事務局： ただいまから、「平成26年度今期の第1回 西東京市農業振興計画推進委員会」開催する。まず、資料の確認と委嘱状の交付をさせていただきます。 (配布資料の確認) 委嘱状の交付を市長より行う。 (委嘱状交付)</p> <p>○市長： 大変お忙しい中、お集まりいただき、平成26年度第1回西東京市農業振興計画推進委員会の開催にご協力いただき感謝申し上げます。 本市では、この3月に第2次西東京市農業振興計画を策定したところであり、ここにいる委員の方の中にも、策定に参画していただいた方がおられる。本委員会の趣旨としては、この計画をどう進めていくか、また、計画が予定通り進んでいるか確認する役割を担っていただくものである。この計画は、平成35年度までの10年間を計画期間としており、本市の総合計画とも計画期間が一致している。総合計画との整合性を図りつつ農業振興計画を推進していただきたい。 都市農業には、様々な課題があるが、一方で市民の都市農業への理解も進みつつある。このような状況の下、皆様のお知恵を結集し、課題の解決に向けて、議論いただきたくよろしくお願い申し上げます。</p> <p>○事務局： 市長は、公務のため、これで退席させていただきます。 (市長退席)</p> <p>○事務局：</p>	

自己紹介を席順にお願いする。

(自己紹介)

○事務局：

続いて、事務局職員の紹介をさせていただきます。

(事務局職員紹介)

○事務局：

本委員会の傍聴規程及び会議録の取扱いについて説明させていただきます。

本委員会は、原則公開となり、傍聴希望者がいる場合は、委員会の承認を得て傍聴させることとなる。

会議録については、発言者ごとの要点記録を公開する。

会議録については、会議終了後、次回会議までの間に郵送等で委員の皆様にご確認いただき、次の会議で承認をいただいた後、公開する。委員名は非公表とする。

また、会議録作成のため、録音させていただきますので了承願いたい。

なお、本日の傍聴希望者はいない。

○事務局：

それでは、議題に入らせていただく。

議題の(1) 委員長及び副委員長の選出について、委員長の選出までの間、生活文化スポーツ部長が臨時委員長を務めさせていただきます。これにご異議ないか。

(異議なし)

異議なしとのことなので、そのように進めさせていただきます。臨時委員長、委員長席へ着席ください。

(着席)

○臨時委員長：

臨時委員長を務めさせていただきます。皆様の協力をいただきながら議事を進めてまいりたいので、協力をお願いします。

それでは、議題の(1) 委員長及び副委員長の選出を行いたい。資料1 西東京市農業振興計画推進委員会設置要綱の第5において、委員長は委員の互選により定めると規定しているので、はじめに委員の皆様からの自薦又は他薦をお願いします。

(発言なし)

意見がないようなので、私から指名することに異議はないか。

(異議なし)

異議なしとのことなので、前期委員会に引き続き、後藤光蔵(ごとうみつぞう) 委員を委員長に指名させていただきます。

○事務局：

臨時委員長ありがとうございました。

委員長、委員長席へ着席ください。

(着席)

それでは、委員長から、委員長就任の挨拶に引き続き、議事の進行をお願いします。

後藤委員長：

皆様のご協力を得て農業振興計画推進委員会を運営していきたいのでよろしくをお願いします。

今、農業がいろいろな場で議論されている。政府では、農業が成長産業だと位置づけられ、いろいろな委員会で、農業の問題が取り上げられている。それらの報告書を読んで気になることが

ある。農業は、工業とは違い、工場のようにほかの場と隔絶された生産の場で仕事が行われる産業ではなく、開かれたところで行われる産業である。農業者同士や地域とも関係をもつ中で営まれる産業である。環境の問題にしても、工場のように、空気や水を浄化して、周りとは無関係な環境を作り出すという事はできない。そういう意味で、地域産業だと思う。地域産業であるからこそ、地域の実情を踏まえて、農業者を中心として地域の人を集めて、農業をどうしていくかを話し合い、その上で、必要があれば、大企業の力を活用していくというのが考え方の基本だと思っている。また6次産業化の考え方にしても、1次産業を元とした6次産業化という考え方を吹っ切らなければならない、むしろ第2次産業や第3次産業を核にした6次産業化を進めていくことが必要だということが主張されている。地域のことは、地域の人たちが決めていくことが基本であると私は考えている。いろいろな委員会で議論されていることが、都市農業にどのような影響を与えるかは分からないが、地域の農業のあり方や役割は、地域の人たちで決めていくという点は、どんなことがあっても変わらないことだと考えている。この委員会において、いろいろな知恵を出し合って、地域農業のことを議論していきたい。

引き続き、副委員長を選出を議題とする。

副委員長については、皆さんの同意が得られれば私の方で指名したいと思うが、よろしいか。
(異議なし)

異議がないようなので、前期委員会に引き続き北沢俊春（きたざわとしはる）委員を副委員長に指名させていただく。

副委員長、副委員長席へ着席ください。

(着席)

○後藤委員長：

それでは、副委員長から副委員長就任の挨拶をお願いします。

副委員長

委員長を補佐して、西東京市の農業振興計画の推進に努めさせていただき決意なのでよろしくお願いする。

○委員長：

それでは、次第に従い、(2) 農業基盤強化促進法の改正に伴う基本構想の改正について、事務局からの説明を求める。

○事務局：

(資料3の説明)

○委員長：

7月30日の前回委員会で審議した内容に従って、改正の手続を進めたという旨の報告である。この件について、質問等があるか。

委員：

過去5年間における新規就農者16人の内容であるが、どういう人たちが新規就農したのか。

○事務局：

いずれも農家の方の後継者で、実家の農業を継がれた方々である。全くの新規就農の方は、いない。

委員：

農家の後継者には、女性もいるのか。

○事務局：

男性が多いが、女性の方もいる。

委員：

新規就農者というのは、農家の後継者と理解してよいのか。

○事務局：

都市部においては、法律等制度的な問題、コスト的な問題等々があり、全くの新規就農というのは、現実的に非常に困難な状況にある。一方で、国では、新規就農者を確保するために、農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想に、青年等就農促進に関する事項を追記することと定めた。前回の委員会の中で、青年等就農促進の議論を行った際、全くの新規就農者が見込めない本市の現状から、新たな農業経営者の確保については、農家の若い世代が後継することを想定し、追記内容の検討を進めていただいた。

○委員長：

実態として、都市部の新規就農者は、農家の子弟に限られているが、国の青年等就農促進に対する考え方は、農家の子弟に限らず、外部から入ってくる人を含めている。しかし、本市の新規就農者は、農家の子弟だけであるというのが現状である。

○委員：

西東京市では、引き続き農家の減少が続く見通しなのか。その辺はどう考えているのか。

○事務局：

第2次農業振興計画策定の際、農家数の減少傾向は続く前提で、計画を議論してきている。農業者の高齢化が、急速に進んでいる中で、農業・農地を守っていくためには、中核的な農業者の確保が必要であるとの認識の下、計画の中に、中核的な農家数に係る指標を設定している。今回は、同計画の中に、青年等就農促進に関する事項を追記したものである。

○委員：

農家の方は、台風など自然を相手にしており、時間が来たから止めるというわけにいかない厳しさがああり、長時間労働されている実態があると思う。年間労働時間1,800時間という目標は、どういう根拠で設定した数字なのか。

○事務局：

計画策定の際、農業の主たる従事者の年間労働時間の目標を1,800時間と定めた。新規就農者についても、それと同程度の年間労働時間とすることが、適当であるとの考え方である。1,800時間の積算根拠であるが、農業者の健康や余暇時間の確保を考慮し、他の産業でも目標としている年間労働時間1,800時間を、農業者においても目標にすべきであるとの考えにより、設定した。

○副委員長：

認定農業者制度でも、他の産業並みの労働条件の確保を目標としている。他の産業でも目標としている1日8時間労働、年間労働日数225日を基礎に、農業の分野でも同程度の労働時間を目標にするということで、全国的に1,800時間を指標に取り入れている。

○委員長：

農業基盤強化促進法の改正に伴う基本構想については、本委員会で審議した内容に従って、改正手続きを行ったとの報告であった。

それでは、次に、(3)平成26年度めぐみちゃんメニュー事業について、事務局からの説明を求める。

○事務局：

(資料4の説明)

12月頃、第2回目の開催を予定している。

○委員：

とてもいい取組だと思う。JA東京みらい田無支店に調理室があるようだが、稼働率は高いのか。市民向けに貸し出しができないか。

○委員：

JA東京みらいの調理室は、主に組合員の料理教室などに使用している。今回は、行政とのタイアップということでお貸ししたが、通常、一般向けに貸し出してはいない。JAは、金融機関としての機能もあり、外部の人の出入りに注意を払わなくてはいけないこと、人員の手配等、他の課題もあり、現状、直ちに外部に開放することは、困難な状況である。内部では、定期的に利用に供している。

○事務局：

市の公共施設でも調理設備を持った施設として、公民館、エコプラザ、消費者センター等があり、市の主催行事の他、地産地消の取組をしている団体等にも使用してもらっている。市民団体等の活動では、それらを利用してもらうことができる。

○事務局：

西東京マルシェについては、本橋委員、大谷委員にも農業者の代表として参加、農産物の提供等していただいたことを合わせて報告する。

委員長：

出品者の立場として、改善すべき点など、参加した委員に伺いたい。

○委員：

売り上げの数字から言えば、今一つだったとは思いますが、地域と農業がいかに関わっていくかという視点が、重要である。売り上げの数字に納得できるかどうかはともかく、農家と市民が触れ合う機会を設けたということが、大事であり、お金に換算できない価値がある。次回11月頃の第2回目の開催には、どのくらいの農家の応募があるかわからないが、期待している。回数を重ねていくうちに、市民との交流が増え、農家側でもよかったという結果に繋がればと思う。

ファームカーについては、利用するよう努めているが、使用場所等の問題もあり、利用機会は限られている。将来的に、抽選でないと利用できないくらいの利用率になってくれればと、願っている。

○委員

西東京マルシェでは、とてもいい告知ポスターを作っているが、広報活動がうまくいっているのか、団体等を通じた広報など検討してみてもどうか。

○委員：

西東京マルシェなどPR活動を行うと、生産者の方は、忙しくなり、負担が増える側面がある。第1回目は、力が入ったと思うが、2回目以降を続けていくとなると、生産者は、出荷をしなくてはならない一方で、イベントにも関わらなくてはならないという負担を考える必要がある。そういう状況の中で、生産者が肩の凝らない形で参加できるようにするには、どうしたらよいかということが課題である。

○委員：

高齢者の中には、お金のためではなく、地域の中で何か貢献したいという人が、増えてきている。そういう人を、農家の指導の下、こういう活動に参加してもらうことはできないか。

○事務局：

西東京マルシェの開催では、周知のこと、人手のこと等、いただいた意見を元に見直しをしていきたい。周知については、ポスターを公共施設に掲示したほか、市報、ホームページに掲載した。また、開催当日、サマーフェスティバルが田無駅前で開催されていたため、その会場入口でもチラシ配布もさせていただいた。1回目の検証を踏まえて、2回目の開催準備を進めていきたい。

委員：

野菜の即売だけで、人を集めるというのは、ものすごく大変なことである。定期的に根気よく訴え続けていかないと、なかなか定着しない。また、野菜の売れ残りなどがあって持ち帰るとなると、生産者のやる気にも影響が生じるなどの課題もある。

○委員：

農地での収穫体験についてだが、イベントの開催日程を決めるにあたっては、野菜の収穫時期を考慮してもらいたい。

○委員長：

参加者は、どのくらいあったか。

○事務局：

来場者は200人であった。

○委員長：

次に、(4)市民農園の新しい展開についてを審議する。事務局からの説明を求める。

○事務局：

(資料5の説明)

○委員長：

この件については、前回の委員会で審議し、その内容を事務局で整理した上で、今回提案がされているものである。

この件について、皆さんの意見を伺いたい。

○委員：

結論を出す前に、伺いたい。中町市民農園を利用しているが、畑の耕作を放棄している人が見られる。除草したものをほったらかしにしている人もいる。そういう人への連絡等は、しているのか。

○事務局：

利用承認時に肥培管理の約束をしてもらっているが、現実には、管理のできていない区画も出ている。市民農園は、巡回管理委託をしているが、肥培管理の悪い区画については報告をもらい、利用者に連絡、指導をしている。利用者の事情を聞き、場合によっては、利用を取り下げてもらい、補欠の方に利用してもらおうともしている。

委員：

利用者負担金は、高い方が、自己管理の責任感が強くなるのではないか。値上げは、やむを得ない。利用開始の早い時期、4月頃に農業知識を持った人が、市民農園の現場で、肥培管理の指導をする場を設けるべきである。区画割についてだが、畝が東西になっている農園と、南北になっている農園がある。東西の畝の場合、北側が日陰になってしまうことがあり、南北に畝を設けるのが望ましい。

○事務局：

市民農園の現場での説明会開催と指導は、市民農園の利用開始後の早い時期に、農業委員の協力をいただき実施している。肥培管理マニュアルについては、それを補完する意味で配布したいと考えている。

○委員：

自分自身も市民農園を利用したことがあり、利用の初めの時期に指導してもらったが、素人なのでなかなかうまくいかなかった。市民農園の利用者同士の中で経験を教え合うなど交流の場があるといい。

○事務局：

いただいた意見を踏まえながら、いろいろな視点で試行の内容を検討していきたい。

委員：

利用開始直後の指導は、なかなか頭に入りにくい。現状、掲示板がないが、掲示板を設け、途利用途中で、雑草の除草の必要性とか、行事の予定とかを伝えるようにしたらどうか。

○委員：

利用者負担金の値上げ幅は、概ね50パーセントを上限とする基準があることから、事務局案でいいと思うが、最終的には、利用者負担金をいくら位に持っていくべきと考えているのか。

○事務局：

市民農園については、選択的かつ市場的サービスに分類されることから、コストの70パーセントから100パーセントを、利用者に負担していただくべきものと考えている。現状で、区画当たり、年間4,600円程度のコストがかかっていることから、それが上限ということになるが、新たな付加価値をつけることでコストが上がれば、それに見合った金額ということになる。具体的な負担金額は、この委員会で議論していただくことになる。

○委員長：

今回、事務局から2,250円の提案がされている。今後、新たな展開がされれば、その内容に基づいて、改めて、この場で利用者負担金の額を検討していくことになる。

○副委員長：

前回の委員会でも議論のあった除草の問題についてだが、肥培管理マニュアルを作成する際、

利用者の責務という項目を設け、きちんと利用者に肥培管理等の責務を理解させるべきである。

○委員：

栽培指導を望む人とそうでない人がいる。市民農園のいいところは、自分の判断で好きなものを栽培できることである。肥培管理については、通路部分を含めて、利用者の責任であることをきちんと説明し、理解してもらわなくてはいけない。また、市民農園の所有者にも管理の一端を担ってもらわなければならないと思う。

○委員長：

いろいろな意見が出た。事務局には、意見を踏まえて、望ましい市民農園のあり方を検討してもらいたい。

事務局提案について、承認するという事によろしいか。

(異議なし)

それでは、この件については、承認された。

次に、議題の(5)認定農業者の支援の拡充について、事務局からの説明を求める。

○事務局：

(資料6の説明)

新たな補助制度は、既存補助金予算を組み替えることにより、捻出可能な金額での補助制度を想定している。

○委員長：

事務局からの説明が終った。この件について、意見交換をしたい。

○委員：

認定農業者への有効な情報提供については、どのようなものがあるのか。

○事務局：

現状、東京都農業会議の開催する認定農業者向けセミナーや農業簿記講習会等の案内、あるいは、東京都等からの農業経営に関する情報を提供しているが、更に充実をとの意見をいただいている。

○委員：

前回の委員会で、東京都の都市農業経営パワーアップ事業のことが取り上げられたが、都市農業経営パワーアップ事業と市の行っている補助事業の間に位置する補助事業が、現状ない。

また、都市農業経営パワーアップ事業は、3戸以上の経営体が、同じ目標に向け施設整備の計画を作らなければならないなど制度的な使いにくさもある。認定農業者等に対して、都市農業経営パワーアップ事業を補完する形で、もう少し小規模な施設整備等に対する補助金を作れないか。

○委員長：

都市農業経営パワーアップ事業について、意見が出たが、東京都では、どのように考えているのか。

委員：

都市農業経営パワーアップ事業については、平成27年度までの事業として予定している。それ以降については、新しい形で何らかの事業を行う方向で現在協議中である。新しい事業では、補助事業の規模を引き下げる方向で検討していると聞いている。また、3経営体が一緒になって申

請する条件については、特認経営体ということで、必要があれば、単独でも、申請が認められる。

○委員：

以前の東京都の補助事業のときからビニールハウスを整備することが多かったものの、処分制限の年数が経過すると使われなくなり、放置されるという例が見られる。補助制度では、年数だけ使えば、後はどうなってもいいというのではなく、効果の検証をよく考える必要がある。ビニールハウス以外の整備も検討する必要がある。

○委員：

東京都の補助はハウスに限定していないが、実際に上がってくる要望では、ビニールハウスの要望が非常に多い。なお、1戸を特認経営体として、承認する手続きもある。東京都の補助事業に係る計画承認については、費用と効果の点を考慮した審査に努めている。

○委員：

都市農業経営パワーアップ事業の3戸以上がまとまらなくてはいけないという条件については、1戸でも特認経営体として、申請が認められるということで、了解した。

農業者の中には、農地面積が小さくても、延べ作付けに努め、収量を上げている方もいる。認定農業者だけでなく、小規模ながら努力している農業者に対しての補助を考えられないか。

○委員長：

東京都の補助事業に係る意見が出たので、都職員の委員には、参考として受け止めていただきたい。

事務局提案として示された認定農業者向けの補助内容は、認定農業者全員に補助金が行き渡るような内容となっている。必ずしも、毎年全ての認定農業者に補助するのではなく、対象を絞って、施設整備等の補助をするといった考え方もある。この辺について、意見交換したい。

○事務局：

本市では、農業者に対し、安全安心農業推進事業と市内産農産活用推進事業で補助金を支出しており、認定農業者に対しては、一定の補助の上乗せをしている。

今回の事務局提案は、認定農業者に対し、一定の助成をすることで、経営の後押しをするという考え方で、示したものである。一方、都市農業経営パワーアップ事業に準じて、対象者を絞り、ある程度金額を大きくし、施設整備等に補助するという考え方もある。二つの考え方について、議論いただきたい。

○委員：

48経営体ある認定農業者だけを対象とした制度を設けるとなれば、認定農業者の責務ということをより考えなくてはいけない。経営改善計画を全く実現していないとか達成状況が低い場合、認定農業者としての責務を自覚してもらい、次の経営改善計画の審査を厳しくしていく等の必要がある。補助金についても、年度ごとの効果の検証が必要である。

○委員長：

委員の意見からは、全認定農業者対象に毎年補助する制度とすることが可能であると理解できる。

○副委員長：

全認定農業者が、事務局提案の補助金を申請することを考えた場合、1人当たり4万円程度とすると、申請者が20人程度にとどまった場合は、1人当たり10万円の補助をするということか。

○事務局：

補助金額には、予め上限を定める必要がある。申請者が少ない場合でも、予め定めた補助金上限額の範囲で補助する。

○委員：

パワーアップ事業の内容を簡単に教えてほしい。

○委員：

頑張る農業者を応援しようという東京都の事業の名称であり、主として施設等ハード面の整備を行うものである。

○委員長：

事務局提案を整理すると、全認定農業者を対象に、経営改善計画の内容に沿って必要と認められる「施設等整備」や「資材購入」に係る経費を、年間4万円程度補助するというものである。補助制度として、金額が少ない印象もあり、より対象や内容を限定した上で、補助の上限を上げるという考え方もある。

○委員：

旧保谷市で、50万円を上限とする補助事業があった。1995年にその事業を受けて、キャベツの定植機と耕運機を購入したが、未だに使用しており、非常に有効な補助事業であったと思う。農業者の中には、新しい耕運機に更新できず、古い耕運機を修理しながら使用している者も多い。中には畑で壊れて大変な思いをしている例も見られる。補助率は、予算がなければ三分の一でもいいので、耕運機など現場で必要なものを買えるような補助とすべきである。年間200万円の予算で、10人に20万円の補助をするとすれば、5年間で全認定農業者に補助を行うことができる。

また、購入費用の二分の一を補助することにした場合、20万円の補助があれば、40万円の物が買える。その程度金額で、小型の耕運機などは十分買うことができる。新しいものに補助するのではなく、農業者が普通に使っていて必要なものに補助することが、長く経営を続けていくことにつながる。

委員長：

いろいろな意見が出たところだが、事務的には今日、補助制度の細かい部分まで決定する必要があるか。

○事務局：

補助事業の予算規模については、既存補助金予算を組み替えることにより、捻出可能な金額の範囲ということで、理解願いたい。補助の内容については、検討していく時間はある。

委員長：

認定農業者向けの新たな補助制度について、予算的なものは、既存補助金予算の組み替えで、捻出できる予算の範囲で、概ね200万円程度と見込まれることについては、了解したい。

補助の内容については、農業者の意見を踏まえ、改めて事務局案を複数、示してもらいたい。よろしいか。

(異議なし)

そのように決した。この件について、事務局に作業を進めてもらう。議題については、終わりとする。

最後に、5 その他で、事務局に次回の委員会開催予定について、説明を求める。

○事務局：

次回、第2回委員会は、12月5日金曜日午前の開催とする。開始時間等は、改めて通知する。

委員長：

以上で会議を終了する。

(閉会)